

愛媛県食品ロス削減推進店舗制度事業委託業務 企画提案募集要領

1 目的

県では、「第四次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、3R活動の中でも最も優先度の高いリデュース（廃棄物の発生抑制）を一層推進するため、食品ロス（本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品）の削減推進に取り組んでいる。

食品ロスは、製造・流通・小売・消費の各段階で発生しているが、本事業では、家庭系食品ロスを削減するため、小売と消費のつながりに着目し、消費者の買物行動に影響が大きい「食品小売店」を対象とした登録制度を創設・実施すること等により、県民に対して広く普及啓発し、食品ロス削減に向けた機運熟成を図る。

本業務を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案方式（プロポーザル方式）により業務を委託する。

なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく企画力や食品小売店の募集体制、県民等への情報発信、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業務名 | 愛媛県食品ロス削減推進店舗制度事業委託業務 |
| (2) 委託業務の内容 | 愛媛県食品ロス削減推進店舗制度事業委託業務仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和2年3月19日 |
| (4) 委託上限額 | 888,000円
(消費税及び地方消費税を含む。なお、令和元年10月1日に税率改正が予定されていることから、改正後の税率(10%)での契約締結を想定している。) |

3 プロポーザルの参加資格

本事業に関するプロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ただし、共同体で参加しようとする者のうち代表者以外の構成員は、次の(2)から(8)を満たす者とする。

- (1) 県内に本社、支社又は営業所を有すること
- (2) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県において一般競争入札の参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされているも者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 以下に該当する者が役員の企業・団体でないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられている者

(6) 次の①から⑤のいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
- ② 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
- ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(8) 民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であつて、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

4 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月12日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記の「問合せ先・提出先」で配布する。

5 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月12日（金）まで

(2) 受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、下記の「問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式5）を提出。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付する。

質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 参加希望者等の確認

(1) 提出書類及び提出部数

① 参加希望書（様式1）・・・・・・・・・・1部

② 業務実績書（様式2）・・・・・・・・・・1部

※委託業務共同企業体の場合は、①、②に加えて委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式6）を1部提出

(2) 提出期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月12日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

7 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

① 企画提案書送付文（様式4）・・・・・・・・・・1部

② 企画提案書・・・・・・・・・・6部
・A4判、横書き、長辺とじとする（着色可）

③ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・1部
・提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月22日（月）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

① 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

② 提出された企画提案書は、理由のいかんを問わず返却しない。

③ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

(5) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、取下げ願い書（様式3）を提出すること。

8 選定方法

- (1) 選定に当たっては、プレゼンテーションを実施し、県が設置する審査委員会において、別紙「評価基準」に基づき、プレゼンテーション及び企画提案書等の評価を行い、最優秀提案者を選定する。
- (2) 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計30分以内とする。
なお、プレゼンテーションの実施日時、場所等詳細については、別途対象者に通知する。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ① 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
 - ② 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ③ プレゼンテーションを欠席したとき。
 - ④ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。
- (4) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

9 審査結果

審査の結果については、すべての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問については、一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「愛媛県食品ロス削減推進店舗制度事業委託業務仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10分の1以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行なった上で、契約を締結すること

とする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 提出された書類は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく情報公開の対象となる。

12 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（県庁第一別館5階）
愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課 計画推進グループ
TEL：089-912-2356 FAX：089-912-2354
Eメール：junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp

評 価 基 準

評価項目	評価の着眼点	配点
コンセプト及び 業務体制等	本事業の趣旨及び目的を理解した提案となっているか。	10
	業務体制、スケジュール等は妥当なものとなっているか。	10
推進店の募集・ 登録及び事業の 啓発	推進店の登録数や地域バランスは適切かつ効果的なものとなっているか。	20
	啓発資材が、食品小売店の利用者にアピール度の高いインパクトのある内容（取組み）となっているか。	20
	食品ロス削減の必要性について、広く県民に周知・啓発が図れるなど、事業効果を高めるために有効なものであるか。	10
	仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか。また、その内容は現実的、かつ妥当なものとなっているか。	10
	アンケートは、効果や課題、改善点等が適切に把握できる内容となっているか。	10
経済性	委託業務に要する費用は妥当か。	10
合 計		100